



目 次	ページ
規 則	
◎高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	4
告 示	
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託（税 務 課）	4
◎県統計調査の実施（統計分析課）	4
◎告示（高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例による学校等及び住居専用地域の指定）の一部改正（おもてなし課）	5
◎保安林の解除予定の通知（治山林道課）	5
◎土砂災害警戒区域の指定（防災砂防課）	5
◎土砂災害警戒区域の指定の解除（ 〃 ）	5
◎土砂災害特別警戒区域の指定（ 〃 ）	5
◎土砂災害特別警戒区域の指定の解除（ 〃 ）	5
◎告示（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	5
◎告示（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（5・6 掲示）	6
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	6
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	6
入札公告	
◎一般競争入札（令和3年度インターネット接続用仮想端末基盤機器等の借入れ）の公告（デジタル政	

策 課 6

-----  
規 則  
-----

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年5月21日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第35号**  
**高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則**

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。  
第1条を次のように改める。  
（趣旨）

**第1条** この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「見出し中「経由」を「提出」に改め、同条中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、条例及び」を「政令、省令、条例又は」に、「定めるところにより、知事に」を「規定により」に、「営業所」を「、営業施設」に、「所管する保健所長を経由しなければ」を「管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、法第56条第2項（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条第1項若しくは第58条第1項、政令第5条第2項、省令第67条、第71条若しくは第71条の2、条例第6条又は第10条の規定により提出する書類にあっては、正本1通を営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

第3条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第4条中「、保健所」を削る。  
第7条の見出し中「設置及び」を「選任又は」に改め、同条中「第49条第1項の」を「第49条第1項に規定する」に、「別記第3号様式」を「国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拋様式」という。）」に改める。

第8条及び第9条を削る。  
第10条の見出し中「申請手続」を「申請書」に改め、同条第1項中「第67条の」を「第67条に規定する」に、「別記第4号様

式」を「国準拋様式」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（営業許可証の交付）

**第9条** 条例第5条第1項の規則で定める営業許可証（以下「営業許可証」という。）は、国準拋様式によるものとする。

2 知事は、法第55条第1項の営業の許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。  
第11条から第13条までを削る。

第14条の前の見出しを削り、同条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（営業許可証の再交付）」を付する。

第15条中「前条」を「知事は、前条」に改め、同条を第11条とする。

第16条の見出し中「許可営業業者」を「許可営業業者又は届出営業業者」に、「届出手続」を「届出書等」に改め、同条第1項中「第70条第1項の」を「第70条第1項に規定する」に、「別記第7号様式から別記第9号様式まで」を「国準拋様式」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第12条とする。

2 法第57条第2項において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による届出営業業者の地位の承継の届出は、国準拋様式によりしなければならない。

第17条の見出し中「申請事項」を「申請事項又は届出事項」に改め、同条第1項中「申請事項の」を「申請事項又は届出事項の」に、「別記第10号様式による営業許可申請事項変更届によって」を「国準拋様式により」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（営業の届出書）

**第13条** 省令第70条の2に規定する営業の届出書は、国準拋様式によるものとする。

第18条の見出しを「（廃業の届出書等）」に改め、同条第2項中「第6条第2項の」を「第6条第2項の規則で定める」に、「別記第12号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「休業又は廃業」を「規則で定める休業」に、「別記第11号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第15条とする。

省令第71条の2に規定する廃業の届出書は、国準拋様式によるものとする。

本則に次の1条を加える。  
（食品等の回収の届出手続）

**第16条** 法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出は、国準拋様式によりしなければならない。

別表を削る。  
別記第2号様式中

郵送による調査  
 7 報告を求める期間  
 (1) 調査の周期  
 1年  
 (2) 調査の実施期間  
 毎年6月中旬から7月中旬まで

**高知県告示第326号**

平成30年12月高知県告示第990号（高知県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例による学校等及び住居専用地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

1 学校等の表南国市の項中「清和女子高等学校」を「清和女子高等学校 高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校 高知県立高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校」に、「南国市立大湊保育所 南国市立里保育所」を「南国市立里保育所」に改め、同表四万十市の項中「四万十市立川登小学校 四万十市立八束小学校」を「四万十市立八束小学校」に、「四万十市立蔵岡中学校 四万十市立大用中学校」を「四万十市立大用中学校」に、「四万十市立大川筋中学校 四万十市立中村西中学校」を「四万十市立中村西中学校」に、「四万十市立川登保育所 四万十市立利岡保育所」を「四万十市立利岡保育所」に、「四万十市立本村保育所 ひかり乳幼児保育園」を「ひかり乳幼児保育園」に改め、同表奈半利町の項中「奈半利町立加領郷小学校 奈半利町立奈半利中学校」を「奈半利町立奈半利中学校」に改める。

**高知県告示第327号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市古井字汲地谷325の21（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第328号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須

崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第329号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成23年9月30日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第330号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第331号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき令和2年6月26日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第332号**

平成23年9月高知県告示第644号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

表のI-3140の項を削る。

**高知県告示第333号**

令和2年6月高知県告示第519号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

表のI-3140の項を削る。

-----  
**公安委員会規則**  
 -----

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第7号**

**高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則**

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12 宿毛警察署の表宿毛警察署所在地の項中「新港」を「新港 希望ヶ丘」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。